

高石監査第32号

平成25年5月14日

請求人（省略）

高石市監査委員 上田 耕治

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成25年4月8日付で提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求については、次のとおり住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、議員から選任された綿野宏司監査委員は、地方自治法第199条の2の規定を適用して除斥となっています。

第1 請求の概要

1. 請求人

(省略)

2. 請求書の提出 (収受)

平成 25 年 4 月 8 日

3. 請求の内容

本件住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『請求の要旨

平成 24 年 10 月 15 日、10 月 16 日高石市市議会議員 福祉土木委員会委員による、管外行政調査に関わる総額費用 518,080 円の費用を不当な支出であり、地方自治法第 242 条第一項に基づき 高石市市長阪口伸六並びに高石市議会議長古賀秀敏に全額 518,080 円の返還を求めて住民監査請求を行う。

別紙 資料について 請求人〇〇〇〇 情報公開請求によるもの (高石議第 776 号)

福祉土木委員会管外行政調査日程表

調査事項 (熊本市)

調査事項 (鹿児島市)

経緯と概略

24.10.15 熊本市

行先と目的 第2次自転車利用環境整備基本計画、実施計画について
説明パンフレット

配付による 「自転車でお出かけしたくなるまちづくり」

第2次熊本市自転車利用環境整備計画 A4版 P3~P38

基本計画 平成23年6月 A4版 P1~P42

実施計画 平成24年3月 A4版 P1~P64

その他

所要2時間の説明を受けた。

	人口	面積	24年一般予算	議員	市内交通機関	政令都市
熊本市	737,211人	389.53㎡	275,870,000千円	49名	市電、市バス、JR	県庁所在地
高石市	59,317	11.35	22,229,320	17	JR	

主要交通利用者

	H18.	H22.
市バス	13,364人	6,917人
市電	9,053	9,537
マイカー	31万	35万

報告書は上記基本計画、と実施計画をそのままの引用となっており

高石市にとって今後の自転車利用の参考になる部分がない。

熊本市の人口比、交通機関利用具合に対象として見ることは正確を欠く事実がある

基本計画と実施計画

熊本市の計画の概要

熊本市 市街地活性基本計画

低炭素都市づくり戦略計画

地域公共交通総合連携計画

第2次総合計画

等を踏まえ総合的、かつ計画的な自転車関連施策の検討を行う

具体例

市役所から5K圏域外の自動車通勤交通について

自転車利用の促進

自転車プラス公共交通への転換を促進する

日常生活圏における自転車利用の推進

レンタルサイクルによる中心市街地の活性化と効果

歩道有効幅員3m以上確保のため車道一車線に変更

等資料より抜粋したものである

結論 熊本市の計画については事前に資料の提出を受けてその問題として

いる。市内交通手段、渋滞緩和、観光人口の増加を進める中での

問題点と高石市の目指すレンタルサイクルを軸にどう活性化を図るか

高石市に有効な施策に結びつけるか、目的意図が見えない

行政調査の目的、議員派遣の基準として

地方自治法第100条13項、高石市議会会議規則123条2項には議員の派遣を

決めるに当たっては派遣の目的、日時、場所、経費その他必要な事項を

明らかにしなければならない、と明示されている

今回の管外調査の目的は明確でない、現場、現地の視察が

最も重要である。熊本市でなければならない、目的も見当らない

現地滞在時間2時間で視察、調査を達成したといえない、報告書である

24.10.16 鹿児島市

目的・JR指宿、枕崎線の谷山地区連続交差事業について

・谷山駅周辺地区土地区画整理事業について

説明パンフレット配付

鹿児島市の土地区画整理、事業 (A4版P1～P20)

谷山地区連続立体交差事業 (A4版P1、中折れ)

谷山駅周辺地区土地区画整理事業（A4版P1、中折れ）

所要時間2時間の説明を受けた

	人口	面積	当初予算	議員	市内交通機関
鹿児島市	605,609人	547.07㎡	223,462,000千円	50人	市電、市バス、JR 県庁所在地
高石市	59,317	11.35	22,229,320	17	JR

鹿児島市の説明はパンフレットに基づき

JR九州との協定により実施

仮線一次 二次切替から高架工事、

切替え工事中、平成28年度仮線撤去後

側道、交差道路の整備を行う

踏切除去、混雑解消、

など調査事項に別紙によつて説明があった。

結論 谷山地区、谷山駅周辺共全体の進捗は半分に未たない現状

熊本市の場合と同様に、鹿児島発行のパンフレットを事前に

配付を受けておれば、高石市の連続立体と違う工法がどれ位の

参考になるか、判断できる、むしろ大阪近辺で進捗している

近鉄奈良線の連続立体工事、阪神本線の鳴尾、甲子園周辺の

連続立体工事が管外調査の目的に合致する。

さらに土木委員会としては、現場における実体調査が欠けている

机上の調査に近い調査は意味がない、高石市に於ける

連続立体工事の進捗にどれだけの効果があったのか

疑問になる。現地滞在時間2時間で管外行政調査達成はできない

議員派遣の基準である、高石市議会会議規則第123条2項の派遣の

目的、を明らかにしなければならない、何故鹿児島市か

以上管外調査の内容から

高石市と熊本市、鹿児島市、何故2ヶ所選んだか、「目的」の

両市の規模各々の実体が異なる部分が記した通り多く

さらに自転車、立体工事を実地に見分することなく、パンフレットの

引用が報告の大半になっている点で調査目的が不明確である

現場の重視した、行政調査でなければならない。』

（以上、原文どおり。事実証明書の掲載は省略する。）

受付補正のさい、監査委員の示唆により、請求書本文に『別紙 資料について』として示されている事実証明書類について、新たに「文書番号—議第374号『福祉土木委員会管外行政調査派遣承認要求書』なる決裁文書の一部（全1枚）、および「福祉土木委員会管外行政調査結果報告」と題された書類（全13枚）が提出された。なお、請求書本文に、参

照箇所が記載されている引用情報については、事実証明書類は提出されなかった。

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

1. 地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関または職員による違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実により普通地方公共団体の住民としての損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関または職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

その違法性等については、主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、その行為等が法令に違反しまたは行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

2. 本件請求において、請求人は、①「調査事項報告」に本市としての独自の解決策等が記載されていないこと、②調査先の選定が不相当であることを主張しているようであるが、①については、「調査事項報告」の文面からの指摘にとどまり、②については、人口比等市政規模の差を指摘するのみであって、いずれも、違法性等に及ぶ主張や論拠がうかがえない。

したがって、本件請求は、全体として、請求人の管外行政調査に関する個人的な期待との乖離を漠然と表現しているに過ぎないものであり、監査請求の内容について、監査の実施が可能な程度に具体的に摘示されていないと認められる。

第3 結論

本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので住民監査請求の対象とならない。

以上